

第三十八回国会 衆議院 科学技術振興対策特別委員会 議 録 第 九 号

昭和三十六年四月十二日(水曜日)

午後一時三十三分開議

出席委員

委員長 山口 好二君

理事 齋藤 憲三君 理事 中村 幸八君

理事 前田 正男君 理事 岡 良一君

理事 岡本 隆一君 理事 原 茂君

有田 喜一君 西村 英一君

細田 吉蔵君 石川 次夫君

田中 武夫君 山口 鶴男君

出席國務大臣

國務大臣 池田正之輔君

出席政府委員

科学技術振興対策次官 松本 一郎君

総理府事務官 島村 武久君

官官房長 久君

総理府事務官 原田 久君

官官房長 久君

総理府事務官 原田 久君

官官房長 久君

総理府事務官 原田 久君

官官房長 久君

総理府事務官 原田 久君

官官房長 久君

総理府事務官 原田 久君

官官房長 久君

総理府事務官 原田 久君

官官房長 久君

総理府事務官 原田 久君

官官房長 久君

総理府事務官 原田 久君

官官房長 久君

総理府事務官 原田 久君

官官房長 久君

総理府事務官 原田 久君

官官房長 久君

参考 (原子力発電電人 一本松珠璣君 式会社副社長)

本日の会議に付した案件

原子力損害の賠償に関する法律案

(内閣提出第一〇六号)

原子力損害賠償補償契約に関する法律案

(内閣提出第一〇七号)

科学技術振興対策に関する件(コールドホール改良型原子炉の安全性に関する問題)

山口委員長 これより会議を開きます

科学技術振興対策に関する件について調査を進めます

本日は、コールドホール改良型原子炉の安全性に関する問題について、参考人より意見を聴取することとした

します。御出席の参考人は原子力発電株式会社副社長一本松珠璣君であります

この際、一本松参考人に一言ごあいさつを申し上げます

本日は、御多用中のところ、本委員会の調査のためわざわざ御出席を賜わ

りまして、まことにありがたくお礼を申し上げます

本日は、コールドホール改良型原子炉の安全性に関する問題について御意見を伺うことといたしたいと存じます

直ちに質疑に入ります。質疑の通告がありますので、この際、これを許します。石川次夫君。

○石川委員 一本松さん、大へんお忙しいところをおいでいただきまして、まことに恐縮でございます。質問をしながら、いろいろと最近のコールドホール発電炉の実態について伺いたいと思います

まず、最初に、念のため伺いますが、原発のいわゆる資本構成は、一体現在どういうふうになっておりますか

○一本松参考人 お答え申し上げます。ただいまのところ、電力会社において四〇％強、正確な数字は四二％くらいになっていったと思うのでございますが、電源開発公社が二〇％、その他の三八％強を、全国の原子力に関係のあります会社から出していただいております

○石川委員 そういたしますと、電源開発の方からも出ておりますから、原発は純然たる民間会社ということではなくて、多分に公共性といえますか、政府とも密接な関係がある、こういうふう

に理解してよろしゅうございませう。○一本松参考人 原子力発電会社でございますとき、いろいろ事情がございまして、電源開発公社から二割出す、その他は民間の企業から出す、こういうことにございまして、われわれといったしましては、もちろん、原子力発電とい

う新しい仕事でありますだけに、プライベート・カンパニー、つまり、私企業でありますけれども、公共的性格を持ったものと考えております

○石川委員 原発でなされた仕事のうちで一番大きい仕事は、何と云っても、コールドホールの発電炉を現在契約をして着工しておるといふことであらうと思っておりますが、このコールドホールについて、若干お伺いをしたいのですが、この契約は、多分三十四年十二月ごろに結ばれて、大体全部で三百五十億、そのうちで、二百億が英国のGECとの契約になってお

て、これは契約後大体四年半が竣工期限と予定されておる、こういうふう

にわれわれは承知しておりますが、それで間違いないでしょうか

○一本松参考人 契約しましたのは三十四年十二月でありまして、許可などの関係で、翌三十五年一月三十一日が契約効力の日でありまして、それから四年半の工期で完成することになっております

○石川委員 コールドホールの原子炉全体の完成が三十九年度ごろであり

ますが、若干ずれておるといふです。原子炉本体の圧力容器、これは八センチメートルのステールで、直径が二十メートルという、かなり大きなもののように

ありますが、この炉材は英国から入れるけれども、この作業は日本の作業者がやつて、これを溶接をして着工する

ということになるわけでございます。その着工がちょっとずれております

が、初めの予定ですと、大体二月ごろに着工、こういうことになる予定のはずだと思ふのでございますが、これは現在どういうふうになっておりますか

○一本松参考人 土木工事の方は一

月、あるいは準備工事は三十四年の末

ごろからかかっておりまして、詳細の各部の進行状況につきましては多少出入りがございまして、現在のところ、

終局的には若干大きな遅延はないものと考えております

○石川委員 それで、この契約の内容はよくわからないのでございけれども、伝え聞くところによると、おくれれば一週間に一回に契約額の千分の一を違約金として払うというふうな、CPBな

どと違うような丁寧な条件がついておるようでございまして、千分の一とい

う違約金を払う場合に、たとえば、原子炉本体の溶接は日本の原子力第一グループが請け負うということになって

おります。これがよくおくれた原因は、日本の作業がおくれたか、あるいは向

こうから送ってくる仕事がおくれたか

ということの判定が非常にむずかしい

場合が出てくるのじゃないか、その場

合には、違約金の問題をどういうふう

に処理するということになっておるのか

どうか、この点をちょっと伺いたい

と思ひます

○一本松参考人 違約金の問題は、契約では相当はつきり出ておるのであり

ますが、実際問題といたしましては、その工事の進捗につきまして、その工

程がいろいろ前後する場合もありま

す。あるいはおくれるようなこともあ

ります。その場合の責任が全部向こう

にある場合には、契約に定められた通

りの違約金を支払うことになっており

ますが、こちらからの要求によつてな

り

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

された場合には、その理由が検討されました結果、いろいろそれについて相談し合う、協議をすることによって、その違約金額等の決定がなされることとなるわけであります。

○石川委員 今の問題は、なぜこういうことを何ったかという、すでに、もう報告によりましてまいだぶおくれの見込みだというようなことが出ておりました、おくれた場合の違約金の問題が明確になっておりませんと、将来相当問題の種になるのじゃないかという、念のために何ったわけなのでございますけれども、コールド・ホルの安全性の問題については、非常に慎重に検討が重ねられて参ったわけでございます。私の知っておる範囲でも、合同審査会、これは安全審査専門部会と安全審査委員会——これは通産省の関係であります、この両方の委員会で二十七回ほどやっております。そのほかに、小委員会といたしましては立地グループ、気象グループ、それから耐震構造グループ、あるいは放射線グループ、原子炉グループ、発電グループ、全部を合わせますと合計百十回、そのほかに、原子炉安全審査専門部会の開催回数が十九回というように、全部で大体百五十回にもわたって、ごくわずか一年足らずの短い期間に相当慎重な検討が重ねられた結果、いろいろの条件がつけられて、一応設置が認可されたということになっておるわけでございます。

も、日本では地震があるということ、地震はどんな大きな地震にも耐えられるような設計で、特に日本としては慎重な考慮を払わなければならぬというところで、うず巻き型あるいはハチの渠型というようなことで設計が三回くらい変更になっておるといふ事情をわれわれは聞いておるわけです。専門家ではございませぬから、あまり細かい事情はつまびらかにいたしませんけれども、この安全審査部会の報告によりまして、その中の材質の黒鉛に對しましては、ウィグナー効果による黒鉛の膨張というふうな考えられておったものが、高温下においては、長期照射を受けた場合に、黒鉛は逆に収縮をするのだというふうなことがこの審査の過程で明らかにされて、われわれとしては非常に大きな問題として取り上げたことは、一本松さんも御存じだろうと思ひます。そのほかに、黒鉛の質量が移行した場合に、これは原子炉とか、熱交換器とか、燃料被覆に沈着することも予想されるということも検討され、さらにまた、材料の問題といたしましては、純度の問題、強度の問題、それから密度の問題、特に、その中で放射線照射による影響を十分把握したものを使わなければならぬというふうな、いろいろこまかい規定が安全審査部会で報告をされて、そういうことを前提として、この黒鉛というものを英國の GEC と契約をした、こういうことになっておると思ひます。その点は間違ひないでしうか。

○一本松参考人 ただいま仰せの通りと考へます。GEC から供給することになっておりますが、これにつきましては、仰せの通り、英國に地震という経験がありませんので、この地震については特に慎重な検討を重ねて参りました。日本の事情、経験等をよく聞き、日本の専門家としばしば意見を交換しまして、お説の通り、いかなる地震がありましても大丈夫というふうな設計をいたして参つておる次第でございます。

○石川委員 従つて、黒鉛というものは相当大きな重要な要素を占める材料であるということ、安全審査部会の方でも慎重な検討をしたわけでございます。先般、聞くところによりまして、GEC の副社長ミラーさんです、三月十日から三月十七日までのか、三月十日から三月十七日までのか、こちらにこられまして、いろいろと黒鉛の設計の変更といひますが、黒鉛の材質の変更といひますが、これについての御忠告があったということ、向こうのミラーさんと相談をした上で、変更につけて了承を賜へ、調印をしたというふうな聞いておりますが、その点は間違ひないでしうか。

○一本松参考人 黒鉛の問題は、今おっしゃいますように、英國型の原子炉につきましては非常に重大な問題でございますので、GEC もわれわれも非常な関心を持ちまして、最も慎重な調査研究を遂げて参つておる次第であります。この東海村の原子力発電所というのは、まだ日本に経験がないものでございまして、いわゆる短期コントラクト、GEC が電氣が出るまでの責任を負つて建設してわれわれに渡してくれらるることになっております。しかし、契約によりまして、契約にあることは十分守り、さらに、契約は、さつきお話しもありました三十四年の十二月でございます。その後、原子力関

係にいろいろな進歩があります場合には、それを取り入れてデザインのインブルーメント、つまり改良進歩を特にする、そういうことの非常に多い性質のものである。そういうことで、今日まで、いい改良案がでますと、これを取り入れるという態度でやつてきておるのであります。黒鉛につきましては、特に重要な問題でもあり、先ほどお話がありました地震という問題は、GEC も契約後に慎重な検討を繰り返しておたわけでありまして、三十四年十二月の当時におきましては、量産の実績等から考えまして、英國のグールド A という黒鉛が最もよろう、こういうことであったのであります。その後、GEC におきまして、フランスのベシネイという会社の作つております黒鉛が非常に優秀であるということから、この二つを相当長期にわたりまして比較検討をいたしまして、その結果、ベシネイの方がいい、ことに、地震の面につきまして非常に強度が高いといふことの大きな長所があり、その他、枝的な問題につきまして十分これは英國のグールド A に匹敵し得るという見通しもつきましたので、われわれの会社に、グールド A からフランスのベシネイ会社の黒鉛にしたいという申し入れを、昨年末ごろにいたしてきていたのであります。しかし、われわれといたしましては、先ほど御指摘になりましたように、グラフィットといふのは非常に重要なものでありますので、これに慎重な検討を重ねて参つて、強度はなるほど強いけれども、はたして放射線を長く受けたときの結果がいかにどうか、そういう点

を主といたしまして、慎重に検討を重ねて参つたのであります。そういういたしまして、二月に私イギリスに参りましたときにも、このグラフィットの問題につきまして GEC と相当意見の交換をいたしまして、そのとき、多少不明でありましたデータ等についても十分に向こうの専門家と話し合ひをする機会があったのであります。そういういたしまして、歸りましてその直後、今、石川先生のおっしゃいました三月の初めに、ミラーという向こうのジュネラル・マネージャーとして来ている者が参りまして、詳細な打ち合わせをいたしました結果、これならベシネイでも十分いけるという見通しがつきましたのと、しかも、向こうがはるかに地震にも強いし、総合勘案して、向こうをとるべきであるという考えになつて参りましたので、さういふ約束ごとを取りかわしたわけでありまして、しかし、これにつきましては、会社内部におきまして相当検討を重ねたわけでありまして、御承知のように、第一の問題は操作であります。第二の問題は、放射能に關して十分安全でいけるかどうか、この二つの点に要約できるものであります。会社の検討いたしましたところでは、最初の強度の点につきましては、約五割程度高いということで、英國のグールド A でも耐震上、安全上に問題はないと考へますが、さらに、それ以上五割も強いということになりまして、これは安全の上にも安全、つまり、安全度を著しく高める、こういう意味においてすぐれた点であると思つた次第であります。

次に、ベシネイの方の枝的な性質に

つきましては、これはさつきお話のありました純度、密度、強度、いろいろ専門的な問題がございます。それらにつきましては十分のデータがございまして、それを英国のグレードAと比べて検討いたしました結果、まさるとも劣らないということがはっきりいたしましたのであります。第二に、核的な特性であります。これは原子炉に使うものでありますから、原子炉の出力が十分に出力しなければならぬ。そういう核的特性と申しますか、そういうようなものにつきましては、実験の結果、大体グレードAと変わらないという数字が出ております。

次に、照射の影響であります。先ほどウィグナー等につきましてお話がございましたが、その点につきましては、現在得られますデータを根拠としてしまして十分の検討、予測を行ないまして、その結果、当社が設計を完了するまでには十分のデータも得られる、見通しとしては十分にいいける、こういうことから、このデータを十分に得られるという確認等を文書の形ではつきり取りきめまして、これなら大丈夫いけるというふうに考えましたので、この照射実験に対しては、やっていける、そういう結論に達したわけでありました。

ペシネイ会社は、フランスの原子力発電所EDF1、2等に使用いたしましたナトリウム1というグラファイトを作っております。実績といたしましては、原子炉に使います黒鉛を一万トン以上すでに製作した歴史を持っておりまして、安全審査委員会御指摘になっておりますナトリウム・コントロール、多量生産に対して十分

均質な黒鉛が供給できる、こういう点につきましても十分適合しておる、こういうふうに考えました。そういうふうな点を十分検討いたしました結果、総合いたしました、フランスのものを、使うことに同意をいたしました次第でございます。

○石川委員 詳細な御説明で大体わかって参りましたけれども、今お話しただいたことを要約いたしますと、強度の点と、それから、いわゆる核的性質の問題、それから、照射によるものの影響の問題、こういうようなことでございまして。実は、フランスのペシネイ会社というのは非常にりっぱな会社で、大量生産で純度あるいは密度がよいだろうというところはわれわれも理解がでる。ただ、問題は、フランスで使う場合は、ブルトニウムを軍用に供するというのが主であります。これは、そのデータが正確には公表されておらないとわれわれは理解をいたしております。従って、これは英国で使った結果のデータが知りませんが、フランスで出したデータがこちらに来てい

るのか、あるいは英国で使った実験の結果がデータとしてこちらに提供されているのか。これは、御承知のように、ブルトニウムの場合には温度が違いますから、核の照射に対する影響度というものがコールドホール発電炉で使う場合とはかなり違ってくる。さらに、先ほど申し上げたように、軍用でありますから、やはりデータというものは公表されておらない。にもかかわらず、これが確かにすぐれたものだというきめ手はなかなか得がたかったのではないかと。これをどういうふうにして資料を入手されたか、どこから

持ってこられたかという点を、念のため伺いたいと思います。

○一本松参考人 フランスの原子力発電は、軍用の面もあると思いますが、G1、G2、G3と申しますのは、これは純然たる軍用と考えてよいものと思

います。電氣ももちろん出します。しかし、その後のEDF1、EDF2というのは、これは軍用ではない。電力会社の原子力発電所でありまして、純然たる軍用ということではなしに、民間ではありせんけれども、向こうのEDFというのは国のやつである会社であります。しかし、原子力発電を発電専用に近い形で将来発展せしめようというフランスの政策から生まれたものでございまして。そのデータは、もちろん、われわれこれを供給されるものというふうに考えております。ペシネイを通してGECからわれわれの会社に供給されるという契約を先般結びましたので、これらの資料は全部入手できるというふう

に考えております。それから、現在あります、さつき申しましたデータ、これはGECにおきまして実験したものが大部分であります。もちろん、フランスからもらったデータも相当あります。その得られたデータそのものから、グラファイトにはイギリスのものもあり、アメリカのものもあり、日本のものもあります。それら数種類のものを全部比較検討いたしますと、そこに類似のものは類似の性格が現われてきて、その実際の照射能を受けた程度の強い照射を受けた実験も含んでおりますが、そういうものを含んで、照射の影響に対しての率

討をわれわれいたしました結果、先ほど申しました大丈夫、そう危険な状態にはならないという見通しを今得ておるわけでありまして。しかし、これはさつき申しましたように、これから先に、向こうから供給されるデータによってそれを確かめるということによって、間違いないことを期したいと考えております。

○石川委員 そうしますと、先ほどの質問に明確にお答えにならなかったの

でございまして、調印をしたということとは、もう契約をしたのだというふうに理解をするわけですか。だが、まだだこれからデータを集めなくてはならぬ、そうして完璧を期するんだという

ことの御答弁ですが、もし、これがどうしてもまずいというときには、また契約を変更するということも考えておられるわけですか。○一本松参考人 原子力というふうなものをやっておりますとき、最終段階百パーセント大丈夫ということはいえな

いものが相当多いと思うのであります。が、グラファイトにつきましても、今私たちが考えておりますところでは、契約を変更して、もう一ぺん今度はイギリスのグレードAを使わなくてはならないというふうな事態は起こらないものと考えております。しかし、これはあらゆる実験をしまして、どうしてもいけぬというところになれば、これは非常な仮定といえますが、そういうことが万々一にもあつたとしても、それは、そのときには、また契約を変更するという

こともあり得ると思えます。しかし、私たちの見通しでは、そういうことはな

いというふうに強く考えております。○石川委員 私から申し上げるのは釈

ておるわけですが、この点はどうなん
でしょう。

○紅政府委員 前回の当委員会におき
ましてもお尋ねがございましたし、そ
の際にもお答えいたしましたように、
私の方は、その当時におきましては相
談を受けておりませんでした。その
後、今日までの経過がございますか
ら、今日までの時間の経過中には相談
を受けております。従いまして、調印
は前回御質問の当時以前に行なわれ
たようにございますが、その調印につ
いては、私の方は連絡は受けておりま
せんでした。

○一本松参考人 このグラフィイトの
問題は、先ほど申しましたように、
昨年末ごろから慎重にわれわれの方
で検討をいたして参ったのであります
が、あらゆる面から考えまして、これ
が設計、デザインのよりインプルー
メントである、こゝろより会社の考え
から、これを会社の立場からきめたわ
けでありまして、その後、直ちに関係
の官庁方面にも、そのきめました理由
等を詳細に御報告いたして参った次第
であります。

○石川委員 これは何回も申し上げる
よりですけれども、安全性確保という
問題は、大へん重要な問題で、しかも、
材料としての黒鉛というものが大きな
要素を占めておるのに、原発会社単独
できめられたということに關しては、
どうしてもわれわれとしては納得がい
かない。いろいろ私たちが聞くわけ
でございますけれども、原子力発電会
社の中でも、英国製がいいかフランス
製がいいかということで、相当いろい
ろな意見の相違があったというふうに
伝え聞いておるわけです。さらに、ま

た、イギリスのAEAと相当深い関係
にありますが、ヒントン卿あたりも、フ
ランス製のものより——もちろん、自分
の国の産業を育成するという使命感か
ら出ておるのかもしれないけれども、
も、英国のものがいいのだというよう
なことを言っておるというふうには伝
えておるわけですか。そういうふうな
ことをあわせ聞きますと、はたして今
度の変更が正しかったかどうかという
ことは、もちろん、われわれとしては
専門家ではない関係もありまして、な
かなか納得がいかない点がある。ま
た、相当大きな問題が、黒鉛としては
今後とも残されておるということが、
今の御答弁でも明らかにされておるわ
けでございますけれども、にもかかわ
らず、一方的にこれを変更するという
ことが前例になりますと、今後とも、
こゝろよりさらに原発だけで安全性の問
題を検討し、原発だけでいろいろな材
料の変更を行なうということになるの
ではないかという点を非常に危惧して
おるわけですか。この点は、一体一本松
さんはどういふふうにお考えになつて
おるか。また、実際、現在でも安全審
査専門部会は、今度は法令によつて常
置機関というように先般なつたばかり
でございますが、安全専門審査会が法
制的に設置をきめられまして、それか
ら安全審査委員会はいつでも招集して
開催できるということになつておるわ
けでございます。こゝろいふ場合に、こ
の審査会が、そういう原発にまかせ切
り、審査会はタッチしなくてもいいと
いうふうになり、原子力局長並びに公益事業
局長はお考えになつておるかどうか、
その点を一つ伺ひたい。

○紅政府委員 お答え申し上げます。
今御審議を願ひまして閣会を通過
いたしました安全審査会でございますが、
設置の審査をなさるというところに相な
つておりました。ただいま問題になつ
ておりますところのグラフィイトの問題
は、工事認可の段階のことだろうと解
釈しております。従いまして、工事の
認可関係は、発電炉につきましては通
産省にございまして、通産省の方か
らお答え願ひすべき筋だろうと思ひま
す。

○高村説明員 通産省といたしまして
は、原子力発電所施設関係の認可につ
きまして、諮問機関といたしまして
コルダールホール改良型原子力発電所
審査委員会というものが持たれており
ますが、この学識経験者からなりまし
て、認可にあたりましては十分
慎重を期し、遺憾のないように原子力
発電関係の認可を取り進めつつある
わけでございますが、ただいま問題に
なつております黒鉛の問題につきまし
ては、実は、この次の段階に認可の対
象となる事項でございます。会社の
方から認可の申請がございました際に
は、慎重に検討をいたして、遺憾なきを
期したいと考えております。ただ、ただ
いまのところ、会社側の説明を聞いて
おりますが、私も技術者の一員でござ
います。技術的にはまず大丈夫では
なからうかという感じはしております
が、官庁だけでそういうふうな一方的
に判断してはいけなかつたときには、
正式に申請のございましたときには、
十分審査委員会で学識経験者の御意見
も尽くしていただきまして、慎重に検
討していきたくと考えております。

○石川委員 そうなりますと、設計変
更という場合には安全審査の対象にな
るけれども、材料変更については何ら
の規定もないということが一応の法律
上での逃げ口上みたいな格好になつて
いるわけですか。しかし、これは不備だ
と思ふのです。これだけ黒鉛の問題を
その他についても慎重な検討を加えた重
大な要素を持つておりながら、材質の
変更については、一方的に、一会社の
判断だけでできるんだという形になつ
ておる。この点については、政務次官も
見えておりますが、委員会としても、
将来の問題として取り上げなければな
らぬと思ひます。しかし、それがそう
であつてもなくても、道義的といいま
すか、そういう意味から、こゝろより常
置機関としての安全審査部会があり、
安全審査委員会というものがあつて、
原子力の開発、発展のために、前提条
件としての安全性を徹底的に究明し、
確保しなければならぬという観点か
ら、せつかくこれだけの大規模な委員
会ができておるのにこれを無視する
ということは、どう考えても私はふに
落ちないのであります。

○一本松参考人 二十数億になります
が、その中で四割程度でございますが
、十億程度のものが原料のグラフィ
イトでございます。あとは加工賃であ
ります。英国とフランスとの値段はよ
くわかりませんが、私の方では契約価
格としては少しの変化もない、そゝろ
のことです。

○石川委員 私、しろうとでよくわ
かりませんが、どうもフランス
の方が安いという見方があるの

段の点も、もちろん契約変更、材料変
更の場合には大きな問題として取り上
げられたと思ひます。従つて、値段の
点は、全体の中でどのくらい金額に
なつておるか、二百億円のうちに黒鉛
はどのくらいになつておるか、その点
をお知らせ願ひたい。

○一本松参考人 今回の変更によりま
して、値段の方には何らの変化もな
い、そゝろより契約にいたしておりま
す。大体グラフィイトの値段は、なま
の材料と加工賃とがございまして、そ
の加工賃の方が六割くらいに当たりま
す。それを一緒にいたしまして、原子
力のGECに注文した価格の割三分
五厘くらいに当たるわけでございます
。

○石川委員 一割三分五厘という
と、二十五億四千万になりますか、相
当大きな金額だと思ひます。これだけ大
きな変更でございますから、なおさら
のこと、慎重に検討しなければならぬ
し、また、検討はされたと思ふので
す。そこで、問題は、英国で作つたグラ
フィイトを使う場合と、フランスから
入れられる場合とのグラフィイトの値
段の違いということはお考えになつた
ことがございまして。

○一本松参考人 二十数億になります
が、その中で四割程度でございますが
、十億程度のものが原料のグラフィ
イトでございます。あとは加工賃であ
ります。英国とフランスとの値段はよ
くわかりませんが、私の方では契約価
格としては少しの変化もない、そゝろ
のことです。

○石川委員 私は、しろうとでよくわ
かりませんが、どうもフランス
の方が安いという見方があるの

です。そうなりますと、英国の GEC の方では、自分の国のものを使いたいけれども、材質がいいとか何とか、いろいろと変更の理由があげられておきます。あげられておきますけれども、フランスから安いものを買えば、それだけ自分たちのマージンがふえるというふうな考え方はなからうか、こういうふうな見方も出てくるわけですね。安全性の問題というよりは、むしろ利潤の問題ではないかという見方も出ておるわけです。そういう点については、御質問申し上げても御答弁はないと思うのですが……。

そこで、一つ伺いたいですけれども、日本と英国との間で契約書がかわして、今度黒鉛については変更の契約をしたのであります。その場合に、日本で決定して指示をしたという形になっておるのか、それとも、GEC のその責任を持ったという格好になっておるのか、その点をちょっと伺いたい。

○一本松参考人 この変更は——先ほど申しましたように、電気が出るまで向こうの GEC の責任というところになっております。その GEC から変更の申し出がありまして、こちらが、それではよからうというふうなアグリメントといいますが、承諾を与えた、そういうことになっております。

○石川委員 あと、またいろいろ御質問もあるようでございますし、一本松さんもお忙しいようでございますので、私のこのくらいで質問はやめたいと思いますが、何回も申し上げますように、これは原子力局長も公益事業局の方も相談を受けてない。しかしながら、受けてないのだからというふうな意味で、大へん一本松さんをかばって

て御返事になっておりますが、どう考えても、これだけ重要な変更について、原子力局長また通産省の方に全然通告なしにこういう変更を決定されたというところは、今後与える影響が非常に大きいので、今後は絶対にこういうことをしないというのを確約してもらわなければならぬ。この点については非常に手落ちがあった、事前にちゃんと了解を得てから、こういう材質の変更をすべきであったというふうに私は考えるのですが、その点についてはどうお考えになっておりますか。

○一本松参考人 御趣旨の通りに、安全にしましてはあらゆる努力をいたしまして、安全の上にも安全、そういうことにいたしまして、決して御迷惑をかけないという会社の決意であります。今回のこのグラファイトの問題につきましても、さらに安全ということのインプット、つまり、改善していく、そういう精神から出たことにはかならないのであります。今後、そういう点につきましても十分に注意をしていきたいと考えています。

○石川委員 私、大臣もこれらの中で、念のために伺いたいです。英、国製の黒鉛をフランス製に変えたというときに、われわれ科学技術委員会としては当然そうですが、科学技術庁長官としても、われわれの使命というのは、国産技術を振興するということに置かれておるわけですね。その場合に、日本の品物はどうかというところが、この契約変更の場合に話題に出たかどうか、その点をお伺いいたします。

○一本松参考人 もちろん、この契約には、最初から、できるだけ日本の品物を使ってくるように GEC に申し入

れてあります。そうして、グラファイトにつきましても、この問題は GEC と十分打ち合わせをいたしたのであります。自分たちの GEC の考え方では、自分の方からは自信が持てないし、また量産の実績もない、そういう今の状態では、東海村の発電所に日本の黒鉛を使うということはむずかしいというものであります。そのことは十分われわれとしまして GEC に責任を持たせておりました。向こうがどうしてもいかぬと言ふものを、日本のものをどうしても使えと言ふわけにも参りませんので、それは一応の希望にとどめたわけでございます。

○石川委員 最後に、一つ科学技術庁長官に伺いたいです。今、一本松さんから、いろいろコールダーホール型の安全性の問題、なかなか、今度英国製の黒鉛を使うと予定されておったものがフランス製に変更になったというところで、原発は原発なりの慎重な討議を経た結果、それが妥当であるというところで、もうすでに契約の調印をかわしてしまつたという御報告があったわけでございます。しかし、私、先ほどから申し上げておりますように、科学技術庁の安全審査部会、それから通産省の方にも安全審査委員会というものがございまして、そこでこれだけ慎重な、百五十回にも近いような慎重な討議を重ねてきた結果を、これが原発だけの判断でもって——これは原発としては悪意はなかったかもしれない。しかしながら、今後こういうことが前例になつては非常に困る。やはり、こういう重大な変更については、せつかく安全審査委員会というものがあつたわけでありまして、この安全審査委員会に事前にちゃんと連絡をし

て、そこで、なるほど、それは原発としてやつてよろしいという判断があればとにかく、そういうことがなしに、原発だけで判断されるということであつて一体よろしいのかどうかという点を、科学技術庁の長官としての立場で御意見を伺いたしたいと思います。

○池田(正)国務大臣 これは、かねがね私も申し上げておりますように、何といつても、まず第一に、安全性というものが重大なものでございまして、法律上には通産省の所管に属することでございますが、そういう重大な変更という場合には、当然事前に原子力委員会に相談をしてもよろしいつもりでおります。

○石川委員 それでは、最後に、先ほどちょっと資料を要求しておきましたけれども、GEC の契約書の写し、それを参考にあつて資料として配付してもらいたいというのを要求いたしました。まだいろいろこのまかい問題点がありまして、まだいろいろこのまかい問題点がありまして、それはまたの機会に譲ることとして、一応私の質疑を終わります。

○山口委員長 他に御質疑がなければ、一本松参考人からの意見聴取はこの程度にとどめます。

一本松参考人 一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、長時間にわたりいろいろ貴重な意見の開陳をいただきました。ことにありがとうございます。ここには委員会を代表して、私から厚く御礼を申し上げます。

○山口委員長 引き続き、原子力損害の賠償に関する法律案及び原子力損害の賠償に関する法律案及び原子力損害の賠償に関する法律案の二案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、この際、これを許します。齋藤三三君。

○齋藤(憲)委員 時間もおそくなつておりますし、長官少しおそくまでというふうにも承つておりますので、なるべく大臣に御答弁をちょうだいいたした点にだけ局限をいたしまして、簡潔に御質問を申し上げたいと存ずる次第であります。

この原子力損害の賠償に関する法律案は、原子力平和利用を推進して参りますにつきましては、どうしてもこれを制定しなければならぬ重大法案でございます。日本原子力平和利用の推進の最初から、なるべく早くこの法律を制定して、一般国民大衆に安全感を与えなければならぬということをわれわれも考えておつたのでございまして、今日までまだ制定を見ないでおるものだとおもうのであります。この提案の理由を拝見いたしますと、あくまでも安全性の確保を前提として原子力平和利用というものは行なわれなければならないのだが、原子力そのものが、まだ未知の分野を大きく占めておる、従つて、あらゆる観点から安全性の確保を考えてこれを進めようとしても、なおかつ、そこには不安の分野が残るのだ、そこで、災害が起きた場合に対する賠償の責めをどこかで負わなければならないという観点からこの法案が必要だといふので、もつともな提案説明だと私は思ふのであります。この原子力損害の賠償に関する法律案の第一条には、そういう趣旨から、「損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業

の健全な発達に資することを目的とする。という制定の眼目が書かれているのでありますが、これに對しましては、提案の御説明にもございました通り、原子力委員会におきまして、昭和三十三年以来、この問題について鋭意検討を続けられて、昨年の三月には原子力損害賠償制度の確立についてという決定を行なわれた。ずいぶん長い間、その専門的な見地に立つて検討を加えられたのでございますから、私は、この法案がその目的として掲げております、被害者の保護をはかり、原子力事業の健全な発達という点に對しましては、現在において考えられるあらゆる条件を検討して、万端算なきを期せられた、こういうふうに善意に解釈して、この法案の根本的な趣旨というものの對して、私は疑義をはさまないこととして御質問を申し上げて参りたい、こう思うのであります。

そこで、大臣にお伺いをいたしたいのは、この賠償法の第二条第二項のただし書きで、従業員の仕事上受ける損害が除外されておるのであります。すなわち、「ただし、次条の規定により損害を賠償する責に任ずべき原子力事業者の受けた損害及び当該原子力事業者の従業員の仕事上受けた損害を除く。」これはどういふ御趣旨に基づいておるのであるか、これを一つ大臣に御答弁をお願いしたいと思います。この法案を見ますと、一般の被害者は無過失損害賠償を受けられるという規定になっておる。ところが、實際その仕事に従事しておる者は、この無過失損害賠償から除去されて、労災給付しか受けられないという、いわゆる従来の一般的な仕事に従事してい

る労働者の建前でもって被害というものの對して定められておる。こういうことは、法案を読んでみますと、何か非常にアンバランスな感じがするのであります。私らの考え方からいいますと、一般の被害者が受けることと、損害よりも、實際仕事に従事しているところの被害者が受ける被害と、これは比喩的なものにならないほど大きい、そういうふうには私は思ふのであります。が、どうして「当該原子力事業者の従業員の業務上受けた損害を除く」というふうに規定をされたのか、これを一つ伺っておきたいのであります。

また、ついでに、諸外国においては、どういふようなことをやっておるか、これも簡単によろしゅうございませうか、事務当局から御説明願いたい。

○池田(正)國務大臣 この法律は、第三者に対する損害賠償の確保をはかることを本旨としております。しかし、一方、従業員諸君の損害は、御指摘のように、労働基準法、労働者災害補償保険法等の一貫した体系で補償がはかられておるのであります。この法律から除外してあります。

それから、外国の例でございますが、アメリカにおきましては、御承知のように、従業員の損害の場合は、労災制度で補償するという建前になっておるのであります。同時に、また、西ドイツにおいても、アメリカと似たような補償は労災制度によることになっておりまして、損害賠償措置からは除外されておるというふうな実情であります。ただ、イギリスの場合だけは特別に扱ってある。つまり、災害補償体系といふものはその中に入っておりま

調整をはかつて、内容的には、労災制度でやっておるといったような形になっております。従つて、この法律による原子力災害補償制度と労災補償制度とを比較して見ると、賠償責任の性質については、従業員も労働基準法上の無過失損害賠償を受けることになっており、この点においては、両者の間に相違はないのでございます。また、損害賠償措置については、従業員の方には、労災法上、いわば一人の被害者当たりの限度であるの對して、一般の第三者は、この法律上、一事故当たりの損害総額について限度があるので、これは画一的には言えない問題じゃないかと考えられます。従つて、諸外国における實際の運用もあわせて参考として、これからさらに慎重な検討を行なつていきたい、かように考えておるのでございます。

○齋藤(憲)委員 ただいまの御答弁によりまして、労働基準法、労災法等によつて従業員の業務上受けたところの原子力損害は十分に賠償される、償われる、これは今お答えになりましたように、この法案によつて一般の被害者が損害の賠償を受けるのと、それから、労働基準法その他労災法によつて従業員がこうむつた損害の賠償を受けるのと、どちらがどうか、實際問題にぶつかつてみなければわからないというふうな一業務上受けた従業員の損害を徹底して賠償するといふことになつておるから、これは心配要らないんだ、この原子力損害の賠償に關する法律案は、そういう賠償の規定がこの法律以外にあるから、これは第三者の被害だけに限つて賠償の責めを規定

した、こういうことに考えてよろしゅうございませうか。

○池田(正)國務大臣 その通りでございます。

○齋藤(憲)委員 それでは、その次に一つお尋ねを申し上げておきたいのでございませうが、それは、第三条第一項のただし書きでございませう。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。すなわち、異常に巨大な天災地変または社会的動乱によつて生じたところの、原子力の運搬等の際に起こつた損害に對しては賠償の責めを負わなければならない、こういうふうな規定されておるのでございませうが、異常に巨大な天災地変といふものは、一体どういうことを意味しておるか、また、社会的動乱によつて損害の賠償が免除されるということとは、一体どういうことを意味するの、これを一つ具体的に御説明をお願いいたします。

○池田(正)國務大臣 異常な事態と申しますと、大地震でありますとか、たとえば、関東大震災といったような場合、あるいは大震災以上のもの。また、社会的な動乱とは、どういふ表現をしたらいですか、国家的に重大な不幸な事態とでもいいたしうか、われわれが予測されないような重大な不幸な事態が起こつた場合、こういうふうな私どもは解釈いたしております。

ものが発生した場合には損害賠償の對象外に置く、こういう考えですか。

○紅政府委員 ただいまお尋ねの点の前半のことでございませうが、ただいままで私たちが考えておりますのは、おそらくは、関東大震災ほどの地震はなかつたのではなからうかと考えています。しからば、ただいままでの関東大震災よりも多少とも規模の大きい地震があつた場合には、この異常に巨大な天災地変と言ふかどうかという後半のお尋ねだろふと思つてございませうが、そのことにつきましては、現在、コールドホール等の審査におきまして、先ほど来問題になっておりますように、耐震といふことに十分に気をつけておりまして、関東大震災の二倍ないしは三倍程度の地震がありましても耐え得る安全度といふような審査をいたしております。従いまして、関東大震災よりも多少とも出ればというふうなふりによればは考慮されておるやうなふりにわれわれは考えておりません。先ほど申し上げましたように、安全審査の点でも、関東大震災の二倍ないし三倍の地震に耐え得るという非常な安全度をとつておるわけでありませう。それさえもつと飛び越えるやうな大きな地震といふふうにお考えいただけばいいのではなからうか、われわれはそのように解釈いたしております。

○齋藤(憲)委員 ただいまの局長の御答弁でございませうが、そういう判定は一体どこでやるのです。

○紅政府委員 その判定の件につきましては、法律には、御承知の通り、それぞれ所管行政庁がございませうから、所管行政庁としての科学技術庁において一応判定するということに相ならうかと思ひます。ただし、それについて

異議がございました場合には、御承知の通り、裁判所に訴えて解釈を統一するといふようなこともあらうかと思ふのでありますが、第一次的には、この法律を所管してある行政庁の科学技術庁が判定するといふことに相ならうかと思ひます。

○齋藤(憲)委員 これは、事、原子力に關することでございますから、こゝに損害賠償の対象にならないといふ異常な天災地変という認定は、原子力委員会にかかるとは、原子力委員会の議を経て科学技術庁が処断するといふふうになるのか、原子力委員会といふものを抜きにして、科学技術庁が単独にこれを裁定するのか、これはどうですか。

○紅政府委員 お尋ねの件でございますが、十九條によりまして、原子力委員会が當然関与したといふことに相なります。と申しますのは、第十九條の二項におきまして、原子力委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出するといふような措置がとられなければならないといふことに相なっておりますから、従ひまして、その判定の際に、當然に原子力委員会が意見書を出されるといふことに相なるかと思ひます。

○齋藤(憲)委員 原子力委員会で意見書を出す、そのときに、これは損害賠償の対象になるとか、あるいはならなとかといふ意見書を、どつちか出した、それに対して、客観的に、いや、それは原子力委員会の意見と違ふ、そういうふうな反論が盛んに起きたときに、この十八條にあります原子力損害賠償紛争審査会といふものは、そういう場合に仲裁の勞をとるか、あるいは

はどつちかに決定する権限は持つておるのですか、これはそういう意味ではないのですか。

○紅政府委員 もちろん、異常に巨大な天災地変の判定におきまして、原子力委員会といふものはノー・タッチではない、やはり意見書は出すといふように考へております。それと同時に、異常に巨大な天災地変の判定ではなくても、損害が起つたといふ場合には、當然に意見書を出す、だから、二つの任務を原子力委員会は損害賠償に關しましては持つておるといふふうに解釈いたします。従ひまして、損害につきまして、賠償の件で損害額の多寡その他につきましての紛争等が起つてきた場合には、紛争審査会にかかるとは當然でございますが、今の異常に巨大な天災地変であつたかどうかといふようなことについての紛争、これにつきまして、先ほど申しましたように、すでに損害が発生し、それを異常に巨大な天災地変によるものでないとした場合の紛争と同じように、紛争審査会に關与してもらうといふことは當然の措置ではなからうか、行政庁としては當然にそのような措置もとるべきではなからうかと解釈しております。

○齋藤(憲)委員 今の問題につきましては、速記録をべん拝見して、さらに機会あるときに御質問申し上げたいと思ひます。

○紅政府委員 その次に、社会的動乱といふのは、戦争とか、それから戦争に準ずべき内乱、こゝいうことを意味しておるのですかどうですか。

○齋藤(憲)委員 それでは先に進みまして、この求償権の問題ですが、求償権の問題は、ここに明記されておる通り、「第三条の場合において、その損害が第三者の故意又は過失により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。」こゝにありまして、故意でやつた場合には求償権がある、過失であつた場合には第三者に対する求償権はない、こゝに明記してあるから、そういうことはな

いと思うのでありますが、昔聞かぬところによりまして、外国のサブライヤーが、この第五條にあるいはその他の条文からよくわかりませんが、とにかく、サブライヤーが何か損害に對しての責任を問われるから、日本は自分たちの考えとよほど違つた考え方を持つてゐるのではないかといふことを言つておる、そういうことを私は聞くのでありますが、こゝいうことは、私の調べましたところによりまして、故意でやらざる限り求償権もないのでありますから、外国のサブライヤーが損害賠償の責めに問われることはない、こゝを思ふのでありますけれども、この点に對しては、一体大臣はどうお考えになりますか。

○紅政府委員 私からお答えさしていただきます。外国におけるこの立法におきまして、ただいまお尋ねの通りに、サブライヤーに對して求償するといふような例がございまして、そこで、日本におきましては、こゝにその点をばつきりさしておく。たとえば、アメリカなどにおきましては、この制度におきましては、責任集中制がとられ、そしてサブライヤーといふものは免責されるといふようなこともあります。そういうことがございまして、日本におきましては、その点は、外国等と調子を合わせたといひたい。責任を集中して、すなわち、原子力事業者のみが負うといふようなことにはいたしません。日本におきまして、日本にも安心して資材等の提供をはかり得るといふふうにはいたしたいといふこととございまして、外国のサブライヤーのためのみにそのようなことを考へておるといふのはございしません。もちろん、故意がございするときは、その場合には、特約をいたしまして、免除することとできるといふようなことを制度としておるわけでございます。従ひまして、故意によるところの求償権があつたとしても、特約によつて外国のサブライヤーは免れるといふような措置を第五條第二項に講じているといふこととございまして。

○齋藤(憲)委員 この原子力損害の賠償に關する法律案提案の御説明の三ページの第二項のところ、「第二に、原子力事業者の賠償責任につきまして、民法の不法行為責任の特例としてこれを無過失責任とし、かつ、原子力事業者に責任を集中すること」といたしております。これは、原子力の分野においては、未知の要素が含まれるといふ実情にかんがみ、原子力損害の発生について過失の存在しない場合も考へられ、また、かりにこれらの要件が存在するといひましたとしても、その立証は事実上困難と認められるからであります。また、原子力事業者が広範な産業の頂点に立つ総合産業でありますだけに、損害発生時における責任の帰属が不明確になる場合が予想される点を考慮したものであります。とある。でありますから、この原子力平和利用の過程において発生する損害といふものは、一切原子力事業者が集中的に負う体制を作つたのだといふのが、この立法精神のようには見られるのです。ですから、そういうところから参りますと、サブライヤーが故意にやつたものは求償権が発生するけれども、故意にあらざる限りは絶対にサブライヤーは損害の責めに任ずることはない、こゝを思ふのですが、その通り解釈してよろしいですか。

○紅政府委員 その通りでございます。

○齋藤(憲)委員 それでは、その次の第七條でございますが、第七條では、損害賠償の金額を最高五十億圓と定められておるやうであります。これは五十億圓の下でカッコをして「政令で定める原子力の運搬等については、五十億圓以内で政令で定める金額とする。」といふことがございまして、小さな研究用の百キロの炉であれば幾らとか、あるいは五百キロは幾ら、十キロは幾らとかいう規定は政令で定められると思ふのであります。最高五十億圓といふ原子力損害の賠償をきめておられるのは、これだけで十分と考へておられるのか、また、なぜ最高額を五十億圓と決定されたのか、その根拠と、これで十分とお考へになつておるのかといふ二点について御答弁願ひます。

○紅政府委員 お答え申し上げます。まず、五十億圓といふ最高をきめた根拠でございますが、日本におきましてこの種の保険といふもの

は、初めての事例でございます。従いまして、日本の損害保険各社がブルを作っております。その原子力損害保険ブルの消化能力というものが、ただいまのところ七億五千万円しかございませんで、ロンドンの保険ブルに對しては、原子力の保険ブルに對する再保険をいたしております。その消化能力が四十二億五千万円というところにたゞいまのところ相なっております。従いまして、これを合計いたしまして、五十億円までは保険ブルにおきまして引き受けることができるといふことから、五十億円というところをきめたわけでございまして、すなわち、保険ブルの引き受け能力の限度でございます。

それから、次に、しからば、五十億円以上の場合にはどうするかということでございますが、五十億円以上の場合におきましては国が援助をするというような措置を第十六条において設けております。それはどういふことかと申しますと、もちろん、原子力事業者が責任は集中して無制限に負うというところになります。実際問題として、保険の限度は五十億円でございまして、幾ら責任を集中、あるいは無制限の責任を課しても、実際問題の補償というところは行なわれません。同時に、これでは原子力事業者が破産をしてしまふということも考え得られますので、そのような際には、第十六条におきまして、国が原子力事業者に對して援助をするというような規定を設けておまして、被害者の方は、原子力事業者に對する国の援助等によるところの資金をもちまして、泣き寝入りのないようにはしていきたい、すなわち、五十億円で打ち切るのじやないというようになつております。

○齋藤(憲)委員　そこで、この援助をしてやるということから、どれだけの援助をしてもらえるか戸惑つておる原子力事業者もおるでしょうが、一体援助といふものは、具体的にどういふことを意味するのか、援助といふものを解明して、はっきりしていただいた方が私はいいと思つて、一つこれを御説明願ひたい。

○紅政府委員　ただいまの御質問に對しましては、事柄が非常に重大なことでございまして、科学技術庁長官の方からお答え申し上げるつもりでございますが、事務局としての解釈をまず申し上げておきます。

藤先生のお話の中に、たしか五十億円の原子力事業者の限度かのごとき御発言があつたかと思つてございまして、私がたゞいま御説明申し上げましたのは、保険においてめんどうを見るのが五十億円でございまして、五十億円を上げたのでありまして、五十億円をこえましても、原子力事業者というものは相変わらず無制限に責任を負う、従いまして、その人たちがどういふような資金の作り方をして第三者に補償をするか、これはいろいろなやり方があるのだらうと思つて、原子力事業者そのもののやりくりにおいていろいろあるのだらうと思つて、もしも五十億円の保険で足りない分を、いわば四苦八苦して作る際に、原子力事業者が破産してしまふかもしれない。そうすると、実際問題として払えなくなることもある。と同時に、原子力事業者の事業の円滑なる発展も期したいといふことにございまして、その際には国が援助する。その援助という意味の解釈ですが、援助の内容は、たとえば、補助金を原子力事業者に出すということ等が考えられるわけでござい

ます。○齋藤(憲)委員　その第十六条に「前項の援助は、国会の議決により政府に属せられた権限の範囲内において行なうものとする。」という第二項があつて、これは必要な援助の内容を規定しておられるのだと思つて、これです。ですから、その五十億円をこえて、なおかつ無限に原子力事業者が損害賠償の責めに任じなければならぬといふのを、それはあくまで追及したつて原子力事業者がぶつ倒れる、だから、それ以上に及んだ原子力事業者が負ふべきところの無限の損害賠償については、今度は国家が肩がわりをしてやる、しかし、国家が無制限に肩がわりをするといふわけにはいかないもので、この第二項にある「国会の議決により政府に属せられた権限の範囲内において行なうものとする。」こゝ私は規定してあるのだと思つてあります。ですから、これは、總括的に、總論的に「国会の議決により政府に属せられた権限の範囲内」といふことをいかに大臣に御質問申し上げても、御答弁をいただけないと思つて、これは、そのつどに損害の状況といふものは違ふのだから、その起きた損害のそのつどの状況によつて、国会に付与せられるところの権限といふものは私は違つてくるのじやないかと思つて、す。けれども、大体普遍的に通用する条件といふものがあるんじゃないか、それはやはりその損害の状況により、及び原子力事業者の資力ないしは立場といふようなものを考へて、低利の融資を行なうとか、利子補給をしてやるとかなんとか、適切な道を講じて、原子力事業者も立つていくし、それから、一般被害者も一人としてこの原子力災害によつて恨みを残すとか、泣き寝入りをするといふようなことがないやうにしてやるといふ立法精神を盛つたものではないか、こゝ思つて、これは重大な問題でありますから、一つ長官から御答弁をお願いしたいと思つて、これは、今、齋藤委員の御指摘になつた通りでありまして、政府の援助は、この法律の目的、すなわち、被害者の保護をはかると、また、原子力事業者の健全な発達に資するためには必要場合には必ず行なうものとする趣旨であります。従つて、一人の被害者も泣き寝入りさせることがなく、また、原子力事業者の経営を脅かさないといふのが、この立法の趣旨でございます。

○齋藤(憲)委員　さういふふうに五十億と最高額を決定しても、それ以上の災害が万一起きた場合に、原子力事業者も立ち行くし、災害者も泣き寝入りしないようにできているといふこの法律のこの項は、非常に大切だと思つてあります。十分この点に對して御質問のごとく、十分この点に對しては一つ御考究をお願いしたいと思つて、これは、これは私の老練心でございますが、この第十七条の「第三条第一項ただし書の場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにはするものとする。」といふようなことも、書きつぱなしでなく、絶対さういふことはないだらうと思つけれども、原子力の災害といふものは、いろいろ予測すべからざるその状態が私は出てくると思つて、特に放射能の障害のことときは、一体どうして防衛するのか、さういふ点に對しては、一つ十分御考究をお願いしたいと思つて、これは、まだたくさん御質問申し上げたいところがございますが、第一回目の質問でございまして、きょうは原子力損害賠償に関する法律案につきましてはその程度にとどめ、次に、原子力損害賠償補償契約に関する法律案について、ただ一点だけ御質問申し上げて、私の本日の質問を終わります。その他は他日に保留したい、こゝ思つてあります。

賠償法によりまして、補償契約は、責任保険契約によつては埋めることができないとございまして、原子力損害を補償するものとなつており、この趣旨からすれば、政府の補償する損失は、責任保険契約によつては埋めることができないすべての原子力損害とすべきものと考へられるのでありますが、一方、補償契約法第三条は、政府の補償する損失を列挙し、その他は政令にゆだねてゐる。この政令では、どのようなものを規定する意向であるか、これを一つ御説明願ひたいと思つてあります。

○紅政府委員　お尋ねの第三条の列挙主義でございまして、一、二、三、三、三といふものは非常に具体的に列挙してございまして、すなわち、一、号におきましては、「地震又は

それはやはりその損害の状況により、及び原子力事業者の資力ないしは立場といふようなものを考へて、低利の融資を行なうとか、利子補給をしてやるとかなんとか、適切な道を講じて、原子力事業者も立つていくし、それから、一般被害者も一人としてこの原子力災害によつて恨みを残すとか、泣き寝入りをするといふようなことがないやうにしてやるといふ立法精神を盛つたものではないか、こゝ思つて、これは重大な問題でありますから、一つ長官から御答弁をお願いしたいと思つて、これは、今、齋藤委員の御指摘になつた通りでありまして、政府の援助は、この法律の目的、すなわち、被害者の保護をはかると、また、原子力事業者の健全な発達に資するためには必要場合には必ず行なうものとする趣旨であります。従つて、一人の被害者も泣き寝入りさせることがなく、また、原子力事業者の経営を脅かさないといふのが、この立法の趣旨でございます。

○齋藤(憲)委員　さういふふうに五十億と最高額を決定しても、それ以上の災害が万一起きた場合に、原子力事業者も立ち行くし、災害者も泣き寝入りしないようにできているといふこの法律のこの項は、非常に大切だと思つてあります。十分この点に對して御質問のごとく、十分この点に對しては一つ御考究をお願いしたいと思つて、これは、これは私の老練心でございますが、この第十七条の「第三条第一項ただし書の場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにはするものとする。」といふようなことも、書きつぱなしでなく、絶対さういふことはないだらうと思つけれども、原子力の災害といふものは、いろいろ予測すべからざるその状態が私は出てくると思つて、特に放射能の障害のことときは、一体どうして防衛するのか、さういふ点に對しては、一つ十分御考究をお願いしたいと思つて、これは、まだたくさん御質問申し上げたいところがございますが、第一回目の質問でございまして、きょうは原子力損害賠償に関する法律案につきましてはその程度にとどめ、次に、原子力損害賠償補償契約に関する法律案について、ただ一点だけ御質問申し上げて、私の本日の質問を終わります。その他は他日に保留したい、こゝ思つてあります。

賠償法によりまして、補償契約は、責任保険契約によつては埋めることができないとございまして、原子力損害を補償するものとなつており、この趣旨からすれば、政府の補償する損失は、責任保険契約によつては埋めることができないすべての原子力損害とすべきものと考へられるのでありますが、一方、補償契約法第三条は、政府の補償する損失を列挙し、その他は政令にゆだねてゐる。この政令では、どのようなものを規定する意向であるか、これを一つ御説明願ひたいと思つてあります。

○紅政府委員　お尋ねの第三条の列挙主義でございまして、一、二、三、三、三といふものは非常に具体的に列挙してございまして、すなわち、一、号におきましては、「地震又は

それはやはりその損害の状況により、及び原子力事業者の資力ないしは立場といふようなものを考へて、低利の融資を行なうとか、利子補給をしてやるとかなんとか、適切な道を講じて、原子力事業者も立つていくし、それから、一般被害者も一人としてこの原子力災害によつて恨みを残すとか、泣き寝入りをするといふようなことがないやうにしてやるといふ立法精神を盛つたものではないか、こゝ思つて、これは重大な問題でありますから、一つ長官から御答弁をお願いしたいと思つて、これは、今、齋藤委員の御指摘になつた通りでありまして、政府の援助は、この法律の目的、すなわち、被害者の保護をはかると、また、原子力事業者の健全な発達に資するためには必要場合には必ず行なうものとする趣旨であります。従つて、一人の被害者も泣き寝入りさせることがなく、また、原子力事業者の経営を脅かさないといふのが、この立法の趣旨でございます。

○齋藤(憲)委員　さういふふうに五十億と最高額を決定しても、それ以上の災害が万一起きた場合に、原子力事業者も立ち行くし、災害者も泣き寝入りしないようにできているといふこの法律のこの項は、非常に大切だと思つてあります。十分この点に對して御質問のごとく、十分この点に對しては一つ御考究をお願いしたいと思つて、これは、これは私の老練心でございますが、この第十七条の「第三条第一項ただし書の場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにはするものとする。」といふようなことも、書きつぱなしでなく、絶対さういふことはないだらうと思つけれども、原子力の災害といふものは、いろいろ予測すべからざるその状態が私は出てくると思つて、特に放射能の障害のことときは、一体どうして防衛するのか、さういふ点に對しては、一つ十分御考究をお願いしたいと思つて、これは、まだたくさん御質問申し上げたいところがございますが、第一回目の質問でございまして、きょうは原子力損害賠償に関する法律案につきましてはその程度にとどめ、次に、原子力損害賠償補償契約に関する法律案について、ただ一点だけ御質問申し上げて、私の本日の質問を終わります。その他は他日に保留したい、こゝ思つてあります。

賠償法によりまして、補償契約は、責任保険契約によつては埋めることができないとございまして、原子力損害を補償するものとなつており、この趣旨からすれば、政府の補償する損失は、責任保険契約によつては埋めることができないすべての原子力損害とすべきものと考へられるのでありますが、一方、補償契約法第三条は、政府の補償する損失を列挙し、その他は政令にゆだねてゐる。この政令では、どのようなものを規定する意向であるか、これを一つ御説明願ひたいと思つてあります。

○紅政府委員　お尋ねの第三条の列挙主義でございまして、一、二、三、三、三といふものは非常に具体的に列挙してございまして、すなわち、一、号におきましては、「地震又は

噴火によつて生じた原子力損害」となつております。二号におきましては、「正常運転によつて生じた原子力損害」、三号におきましては、いわゆる後発性障害によるものの原子力損害といふふうになつておりますが、四号におきまして「前三号に掲げるものの以外の原子力損害であつて政令で定めるもの」と書いてございまして、その政令の内容をお尋ねだと思つたのでございまして、ただいまのところは、ほとんど一、二、三号によりまして補てんできる、損害の補てんは可能である。あるいは保険約款にございまして、その保険約款の穴を埋めてゐるのが一号、二号、三号であるといふふうな考へております。しかしながら、四号を設けまして政令にゆだねてゐる趣旨は、そのほか、保険約款によつても、あるいは補償契約の、今申し上げました明確な規定によるところのものによつても埋められないようなものがあり得た場合のために、政令で定めいくといふことを規定してゐるわけでございます。ただいまのところ、われわれの検討の結果によりますと、この政令の内容なるものには、原子力事業者が約款で定めておきます事柄を通知しなければならぬ、あるいは、それを變更したような場合に通知をしなければならぬといふようなことがございまして、その通知を怠つてゐるような場合が起り得るのではなからうか、従ひまして、通知義務違反をやつたような場合に、保険としては何んどうを見ない、保険会社としては、当然に通知してもらふべく約款に載つてゐるにもかかわらず、通知してもらわれないのは支払えないという立場でござい

す。それじゃ、第三者は泣き寝入りではございませぬけれども、その損害の持つていきとかがないといふことに相なりまして、補償契約でもつて、その通知義務の違反がある場合にも、それは埋めてあげようといふようなことでもございまして、たゞ、事例としては、通知義務違反といふことは政令で規定してございまして、そういうことであります。

○齋藤(憲)委員 そりすると一、二、三と書いた以外の第四の政令で定めるところは、法律違反とか義務違反とかやつた場合、この政令で定めるところでございます。

○紅政府委員 その通りでござい

ます。○齋藤(憲)委員 あと、質問をやめますが、念のために一つ伺つておきたいと思ひます。

この第三条の、契約により補償する損失の各号、この第一は私にもよくわかるのです。「地震又は噴火によつて生じた原子力損害」といふので、これはだれでもよくわかるのです。ところが、その次にいきますと「正常運転(政令で定める状態において行なわれる原子力運転等)」によつて生じた原子力損害」といふので、正常運転で原子力損害が起るというものは正常運転ではないので、正常運転をやつておつて原子力損害が起るということ、は、一体どういふことをいふのですか、頭が痛い人が書いたのだと思つたが、そこがわからぬから説明して

らいたい。

○紅政府委員 まことにその通り、普通に考えますならばその通りでござい

ますが、原子力というふうなものにお

きましては、正常な運転をいたしておきましても、累積的な損害が起るのか、それか、あるいは、まだ今まではわかつていないが、何らかの損害が、運転として正常な運転をしておりましても起らないとも限らないといふようなことでもございまして、そのようにはしないといふことをここに規定してゐるわけでありまして、従ひまして、御説明申し上げる方も、未知の点はそれじゃどんなものかといふことは、具体的にいふことも現在の時点において御説明できませんけれども、その未知の点あるいは累積的な損害といふことでは、御想像願ふるだらうかと思ひますが、そりといふやうな、そのときどきにおいて損害がないけれども、だんだん積もつてきますと損害として起つてくるんじやないか、たとえば、放射能漏れといふやうなものは、とかく累積的なものがあり得るというふうな考へております。たとえば、原子炉ではありますせんが、フォールアウトなどにおきましては、当然に累積的なものが考えられようといふものがあるのが現状であります。

○齋藤(憲)委員 そりすると、正常運転かどうか、これは法的に取り締まるのに非常な支障を来す。しかし、正常運転と認めておつても、正常運転でない場合も不測に出てきて、そして損害を及ぼすかもしれない。厳密に言

うと、正常運転と認めらるべき運転によつて生じた原子力損害といふことで

すね。一応正常運転と認められるの

だ、しかし、それは正常運転だと思つておつたけれども、それでなくて、不測の災害が起る場合も当然ある。原子力の問題は、行く先はわからぬのだから、今の御説明によると、そういうことも予想される。たくさん原子炉があつて——今は一つしかないけれども、第二号、第三号、第四号とずつと原子炉が並んで、こつちが許容量以内だ、こつちも許容量以内だ、だから正常運転だ、正常運転だといつてゐるの、どこかで許容量が一緒になつて、知らないうちに大きな放射能がばつと出てきて損害を与える、そういうことですか。

○紅政府委員 やはり、そういうやうな事態も予想してあります。おそろくは、正常運転と申します限り、そりいふやうな事態はないものと考えますけれども、やはり万が一の場合の損害につきましても、被害者に対しては手厚い保護をすべきだといふために、この規定を設けたわけでありま

す。

○齋藤(憲)委員 もう一つ、この第三で、これは私は何回も読んでみたけれども、とにかく回りくどくて、何のことが書いてあるのかわからない。

「その発生の原因となつた事実に関する限り責任保険契約によつて定めることができる原子力損害であつてその発生の原因となつた事実があつた日から十年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかつたもの」これは一体正体は何ですか。

○紅政府委員 先ほど、私は第三号について申し上げて御説明申し上げたので、おわかりにくかつたと思ひま

すが、いわゆる後発性障害のことを意味してゐるわけでございます。なぜ、このやうな表現をとつたかと申しますと、責任保険契約におきましては、当然に後発性障害におきまして、十年の間に於いてはその適用になります。ですから、それを前半において言つておるわけでありまして、ところが、その発生の原因となつた事実があつた日から十年を経過する日までの間の被害者側の賠償請求が、当然に行なわれるべきだと予想してゐるわけですが、それ、そりいふものが行なわれなかつたことが、被害者によつてはあつたわけですが、これは、十年前にこの炉の運転に従事して

おつたか——その人は従業員ですが、その炉の周辺におつて、それから受けた損害であるといふことを、的確にだれしもが気づくといふやうな、實際問題としては考えられないこともござい

ますので、その人が十年間請求し得るわけですから、その請求期間内において気づいて請求しなかつたやうな場合にどうするかといふと、保険会社の方から申しますと、やはり十年間といふこ

とで一応打ち切つたにもかかわらず、その事実が十年内に発生してゐるといふことで、その請求権をその後、要するに、どこで締め切つていいのかわからない。十年間の契約期間でありまして、から、そりいふ際には被害者は泣き寝入りしなかつたやうな、そりいふ場合には補償契約に該当するといふことであります。そりいふことを表わしてお

ります。これは法的に正確を期する表現のために、今、後発性障害が十年内に起つても、そのときに請求しなかつたものを救済する、こりいふやう

に碎いて書けばいいのですけれども、法律用語として正確を期するために、このような表現をしたわけでありま

す。

○齋藤(憲)委員 今の御説明によって大体わかったのですが、そうすると、後発性障害を十年の間自分は気がつか

なかった、だから何も賠償の請求をし

なかった、ところが、十一年目にぼこ

りと放射線障害が起こってきて、白血球がべらぼうに減ったりふえたりして、そうして、明確に放射線障害だ、それが、自分が原子炉の近くに

住んでおって、そのために、これは原子力による後発性障害だということが医学的に立証されたときにはこの対象になる、こういうことですか。

○紅政府委員 その通りでございます。

○山口委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十九分散会